

2020年度 札幌市吹付けアスベスト対策補助制度のご案内

吹付け建材にアスベストが
含まれているか調査したい方
はこちら



アスベスト分析調査を

無料

で受けられます

調査者を派遣し、吹付け建材
のアスベスト含有の有無を
無料でお調べします

→ P1 をご覧ください

吹付けアスベスト等の除去等を
お考えの方はこちら



吹付けアスベスト等
除去等工事を

120万円（限度額）

補助します

吹付けアスベスト等（綿状の
もの）の除去、封じ込め等に
かかる費用の一部（対象工事
費の2/3）を補助します

→ P2～3 をご覧ください

申請期間

2020年5月11日（月）から2020年11月30日（月）

※除去等工事については申請後、2021年3月15日（月）まで
に完了報告を行う必要があります

お問い合わせ・お申込み



札幌市 都市局 建築指導部 建築安全推進課

電話 011-211-2867

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所本庁舎2階

<http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/sien/asbestos.html>



さっぽろ市
02-M03-20-888
R2-2-655

分析調査（調査者派遣）

●申請できる方

- ・対象建築物を所有する者（団体にあっては代表者。区分所有建築物の専有部分の場合は区分所有者、共用部分の場合は管理組合）
- ・札幌市の市税を滞納していない者
- ・暴力団員及び暴力団関係事業者に該当しない者
※国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体は対象になりません

●対象建築物

- ・対象建材については
吹付けアスベスト等が施工されているおそれのあるもの.....➤
- ・札幌市アスベスト調査台帳に記載されているもの
- ・建築基準法第6条に定める建築基準関係規定に適合しているもの
※分析調査に関し、他の補助を受けているものは対象になりません
※札幌市アスベスト調査台帳に記載がないものについては、派遣申請時に調査票を提出することにより、対象とすることができます

吹付け建材のうち、アスベスト含有のおそれがあるもの
(吹付けロックウール、吹付けパーミキュライト、吹付けパーライト、外壁吹付塗材など)

●申請に必要な書類 ※このほかに書類が必要となる場合があります

	必要な書類	備考
①	建築物石綿含有建材調査者派遣申請書【様式1】	(札幌市ホームページより印刷することができます)
②	住民票 (原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は法人の登記事項証明書。法人格を有しない団体の場合は代表者の住民票 ・発行から3か月以内のもの
③	納税証明書 (指名願) (原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人格を有しない団体その他本市に納税義務がない場合にあっては、その旨の申出書 ・申請年度に発行したもの
④	建築物の登記事項証明書 (原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・区分所有建築物の場合は申請者の所有部分 ・表題部、権利部が明示されている、発行から3か月以内のもの
⑤	検査済証の写し	※台帳記載事項証明も可 (この場合は原本が必要)
⑥	建築物の吹付け材の施工箇所及び種類が判別できる書類	・現況図面又は現況写真等 (両方あることが望ましい。また、写真は全体写真と接写した写真が必要)
⑦	建築物の現況写真	・建築物外観が判別できるもの
⑧	(区分所有建築物の場合) 申請者以外の合意がある旨の申出書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成から6か月以内のもの (札幌市ホームページより印刷することができます)

●手続きの流れ

・必須ではありません

事前相談

・申請期間中に必要書類を添えて提出してください

派遣申請書の提出

・申請から約1週間程度(郵送)

派遣決定通知書の交付

・派遣調査者から連絡します

日程調整

・分析に必要な試料を採取し、補修を行います

現地調査

・現地調査から約1か月程度派遣調査者より報告

結果報告

完了通知書の交付

調査・分析
(派遣調査者と申請者間の手続き)

除去等工事①

●申請できる方

- ・対象建築物を所有する者（団体にあっては代表者。区分所有建築物の専有部分の場合は区分所有者、共用部分の場合は管理組合）
- ・札幌市の市税を滞納していない者
- ・暴力団員及び暴力団関係事業者に該当しない者
※国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体は対象になりません

●対象建築物

- ・対象建材については吹付けアスベスト、吹付けロックウール・・・>（含有するアスベストの重量が当該建材の重量の0.1%を超えるもの）
- ・建築基準法第6条に定める建築基準関係規定に適合しているもの
※除去等工事に関し、他の補助を受けているものは対象になりません
※同一建物の補助申請は1回まで（区分所有建築物は専有部分と共有部分でそれぞれ申請可）

吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト、外壁吹付塗材は対象外

●対象工事

- ・吹付けアスベスト等の除去工事、封じ込め工事、囲い込み工事（アスベスト対策部分に限る）の計画の策定等を特定建築物石綿含有建材調査者又は建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するもの
- ・一般財団法人日本建築センター等が審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」一覧に掲げる工法、一般財団法人日本建築センター編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2018」に掲げる方法又は建設業労働災害防止協会が発行する「石綿粉じんのばく露防止マニュアル」に掲げる方法に従って施工するもの
※復旧費用は建築基準法の求める耐火性能を満たすための耐火被覆復旧費以外は対象になりません
※工事に着手（契約、各機関への届出等）する前に申請手続き、交付決定を受ける必要があります

●交付額

- ・工事に要する費用の2/3以内（120万円限度） ※消費税等相当額を除き、千円未満は切り捨て

●申請に必要な書類 ※このほかに書類が必要となる場合があります

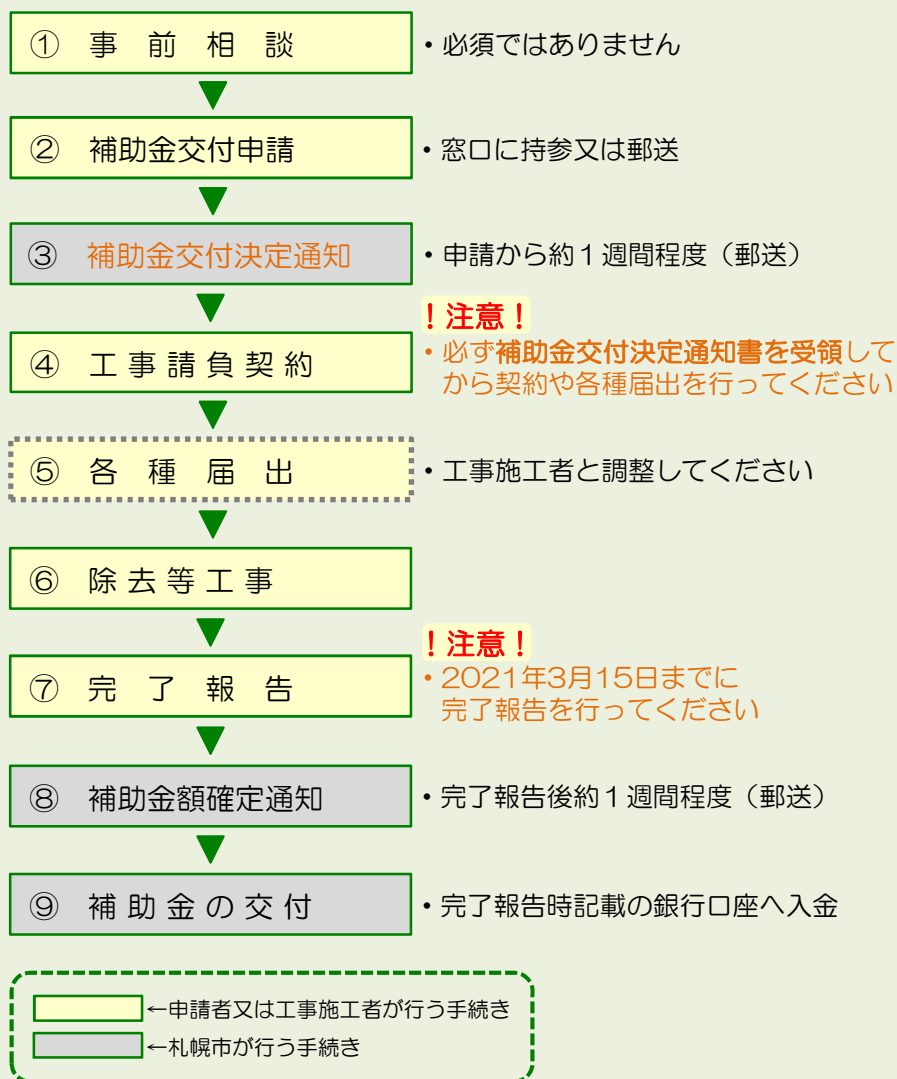
	必要な書類	備考
①	補助金交付申請書【様式9】	（札幌市ホームページより印刷することができます）
②	住民票（原本）	・法人の場合は法人の登記事項証明書。法人格を有しない団体の場合は代表者の住民票 ・発行から3か月以内のもの
③	納税証明書（指名願）（原本）	・法人格を有しない団体その他本市に納税義務がない場合にあっては、その旨の申出書 ・申請年度に発行したもの
④	建築物の登記事項証明書（原本）	・区分所有建築物の場合は申請者の所有部分 ・表題部、権利部が明示されている、発行から3か月以内のもの
⑤	検査済証の写し	※台帳記載事項証明も可（この場合は原本が必要）
⑥	建築物の現況図面	・建築物の所在地、除去等工事の施工箇所を示すもの
⑦	建築物の現況写真	・建築物外観及び吹付け材の種類が判別できるもの
⑧	分析機関が発行した分析調査報告書の写し	・建築物の所在地、建物名称、採取日、調査機関の名称、分析方法等が記載されたもの
⑨	除去等工事の事業計画書	・事業計画の策定等を行う者が特定建築物石綿含有建材調査者又は建築物石綿含有建材調査者であることが判断できるもの
⑩	工事施工者からの見積書の写し	・工事施工者の押印があるもの
⑪	（区分所有建築物の場合） 申請者以外の合意がある旨の申出書	・作成から6か月以内のもの （札幌市ホームページより印刷することができます）

除去等工事②

●完了報告に必要な書類 ※このほかに書類が必要となる場合があります

	必要な書類	備考
①	完了報告書【様式15】	(札幌市ホームページより印刷することができます)
②	工事後の測定結果を証する書類	・石綿粉じん濃度測定記録
③	施工状況写真	・工事着手前、工事中の各段階、工事後
④	工事施工者と締結した工事契約書の写し	
⑤	工事に要した費用に係る領収書の写し	・工事施工者より取得してください
⑥	預金通帳等の写し	・口座番号や名義等が明示されているもの

●手続きの流れ



●参考 必要書類の取得先

住民票

- ・お住まいの区の区役所
- ・大通証明サービスコーナー
(地下鉄南北線大通駅コンコース横)

納税証明書(指名願)

- ・市役所本庁2階の税の証明窓口
(札幌市中央区北1条西2丁目)
- ・お住まいの地域の各市税事務所

中央区	→中央市税事務所
北区、東区	→北部市税事務所
白石区、厚別区	→東部市税事務所
豊平区、清田区、南区	→南部市税事務所
西区、手稲区	→西部市税事務所

登記事項証明書

- ・お住まいの地域の法務局各出張所

中央区	→札幌法務局
豊平区、南区、清田区	→南出張所
北区、東区	→北出張所
西区、手稲区	→西出張所
白石区、厚別区	→白石出張所

台帳記載事項証明

- ・市役所本庁2階の建築指導部5番窓口

●Q&A よくあるお問い合わせ

Question

- ・分析調査について、現地調査時に試料を採取した箇所はどうなりますか？
- ・建築物の中に吹付け建材があるかどうか分からない場合はどうしたらよいですか？
- ・建築物の解体に伴うアスベスト除去工事でも対象となりますか？

Answer

- ・試料を採取した箇所は露出しないように補修、場合によっては簡単な色合わせを行います
- ・建築士や工事業者に相談し、函面確認、現地調査を行ってご確認ください
- ・対象となります。ただし、アスベスト除去工事部分が明確にわかる見積書をご提出ください